

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 滋賀県における緊急事態措置

## 滋賀県

1

### 滋賀県緊急事態措置の概要

I.区域 滋賀県全域

II.期間 令和2年4月16日から令和2年5月6日

※イベントの開催自粛および施設の使用制限は4月23日0時から令和2年5月6日まで

III.実施内容

1. 外出自粛の要請
2. イベントの開催自粛の要請
3. 施設の使用制限の要請
  - (1) 基本的に休止を要請しない施設
  - (2) 基本的に休止を要請する施設

2

# 1 外出自粛要請(特措法45条1項)

1. 県民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請
2. 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる繁華街での接待を伴う飲食店等について外出自粛を強く要請

(取組例)

【滋賀1/5ルール】

○週5日通っている仕事を1日にして、残り4日は在宅勤務

○50分の会議は10分に

○食料や日用品の買い物は、家族全員で出かけるのではなく、1人で出かける

○買い物は、毎日ではなく、週一日にまとめる

3

# 2 イベントの開催自粛要請

イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請

【自粛を要請する内容】

○開催規模: 大小を問わない

○場所: 屋内、屋外を問わない。

○種類・内容: 生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

(具体例)

文化的イベント(コンサート、演劇、発表会等)、

催事(物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、スポーツ行事等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

4

### 3 施設の使用制限の要請等

(1) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等)等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)を踏まえた整理

② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請(特措法第24条第9項)

(2) 基本的に休止を要請する施設

① 特措法による要請を行う施設(特措法24条9項)

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	施設の使用停止の要請 (特措法第24条第9項) 正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	
⑤文教施設	学校(大学等を除く。)	

② 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）（特措法24条9項）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	施設の使用停止の要請 （特措法第24条第9項） 正当な理由がないにもかかわらず、 応じない場合、特措法第45条第2項 に基づく個別の要請、同条第3項に 基づく個別の指示、同条第4項に基 づく施設名の公表を 検討
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

7

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾等 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	特措法によらず、施設 の使用停止の協力を依 頼 ①②③④については、 床面積の合計が1,000 ㎡超の施設と同様の、 適切な対応について協 力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	
⑤遊興施設等	観光遊覧船	

8

## 参考「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止</li> <li>・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限</li> </ul>
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保</li> <li>・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)</li> <li>・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</li> <li>・執務室の配置変更(座席間隔や同時利用の制限)</li> </ul>
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員(出入り業者を含む)のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>・店舗・事務所内の定期的な消毒</li> <li>・窓口業務等における工夫(仕切り等の設置)</li> </ul>
稼働時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進)</li> <li>・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)</li> <li>・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)</li> </ul>

## 緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

### 【コールセンターの概要】

名称: 滋賀県緊急事態措置コールセンター

設置時期: 令和2年4月21日(火) から

設置場所: 危機管理センター 3階 オペレーションルーム

開設時間: 平日9時～18時

(ただし、令和2年4月21日(火) 18時～20時、22日(水)は、9時～20時、  
また、令和2年4月25日(土)、26日(日)、4月29日(水)、5月4日(月)から5月6日(水)は、  
9時～18時で開設する。)

受付方法: 専用電話(10台)

受付電話番号: 077-528-1344

周知方法: 新型コロナウイルスに関する相談窓口一覧をHPに掲載

※滋賀県ホームページ上にもFAQを掲載予定

施設の使用制限対象施設一覧

1 基本的に休止を要請しない施設

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	滋賀 支援金	備考
医療施設 (※)	病院	対象外	×	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※有資格者が治療を行うものに限る
	診療所	対象外	×	
	歯科	対象外	×	
	薬局	対象外	×	
	鍼灸・マッサージ	対象外	×	
	接骨院	対象外	×	
	整体院	対象外	×	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	×	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む
	食料品売場 (※)	対象外	×	
	コンビニエンスストア	対象外	×	
	百貨店 (生活必需品売場)	対象外	×	
	スーパーマーケット (生活必需品売場)	対象外	×	
	ホームセンター (生活必需品売場)	対象外	×	
	ショッピングモール (生活必需品売場)	対象外	×	
	ガソリンスタンド	対象外	×	
	靴屋	対象外	×	
	衣料品店	対象外	×	
	雑貨屋	対象外	×	
	文房具屋	対象外	×	
	酒屋	対象外	×	
	本屋	対象外	×	
	自転車屋	対象外	×	
	家電販売店	対象外	×	
	園芸用品店	対象外	×	
鍵屋	対象外	×		
家具屋	対象外	×		
自動車販売店、カー用品店	対象外	×		
花屋	対象外	×		
食事提供施設	飲食店	対象外	○	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請 (宅配・テイクアウトを除く)
	料理店	対象外	○	
	喫茶店	対象外	○	
	和菓子・洋菓子店	対象外	○	
	居酒屋	対象外	○	
住宅・宿泊施設	ホテル (集会の用に供する部分を除く)	対象外	×	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	×	
	旅館 (集会の用に供する部分を除く)	対象外	×	
	民泊	対象外	×	
	共同住宅	対象外	×	
	寄宿舎	対象外	×	
交通機関等	バス	対象外	×	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	×	
	レンタカー	対象外	×	
	電車	対象外	×	
	船舶	対象外	×	
	航空機	対象外	×	
	物流サービス (宅配等含む)	対象外	×	

施設の使用制限対象施設一覧

1 基本的に休止を要請しない施設

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	滋賀 支援金	備考
工場等	工場	対象外	×	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	×	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	×	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	×	
	証券取引所	対象外	×	
	証券会社	対象外	×	
	保険代理店	対象外	×	
	官公署	対象外	×	
	各種事務所	対象外	×	
生活必需サービスを提供する店舗等	理髪店	対象外	×	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請  ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	×	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	×	
	郵便局	対象外	×	
	メディア	対象外	×	
	貸衣裳屋	対象外	×	
	不動産屋	対象外	×	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	×	
	葬儀場・火葬場	対象外	×	
	質屋	対象外	×	
	獣医	対象外	×	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	×	
	ランドリー	対象外	×	
	クリーニング店	対象外	×	
	ごみ処理関係	対象外	×	
	神社	対象外	×	
	寺院	対象外	×	
教会	対象外	×		

## 施設の使用制限対象施設一覧

### 1 基本的に休止を要請しない施設

#### (2) 社会福祉施設等

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	備考
社会福祉施設等 (※)	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止 対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者について は、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛 を要請
	放課後児童クラブ（学童保育）	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の利用者について は、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛 を要請
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	



施設の使用制限対象施設一覧

2 基本的に休止を要請する施設

※特措法によらない協力依頼を行う施設も含まれる

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	滋賀 支援金対象	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	○	
	ダンスホール	対象	○	
	スナック	対象	○	
	バー	対象	○	
	ダーツバー	対象	○	
	パブ	対象	○	
	性風俗店	対象	○	
	デリヘル	対象	○	
	アダルトショップ	対象	○	
	個室ビデオ店	対象	○	
	インターネットカフェ	対象	○	
	漫画喫茶	対象	○	
	カラオケボックス	対象	○	
	射的場	対象	○	
ライブハウス	対象	○		
場外馬(車・舟)券場	対象	○		
観光遊覧船	対象	○		
劇場等	劇場	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	○	
	プラネタリウム	対象	○	
	映画館	対象	○	
集会・展示施設	集会場	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	○	
	展示場	対象	○	
	貸会議室	対象	○	
	文化会館	対象	○	
多目的ホール	対象	○		
運動・遊技施設	体育館	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請(=休業要請) ※1 屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする(滋賀支援金の対象) ※2 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする(滋賀支援金の対象)
	屋内・屋外水泳場	対象	○	
	ボウリング場	対象	○	
	スケート場	対象	○	
	スポーツクラブ	対象	○	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	○	
	ゴルフ練習場(※1)	対象外	×	
	バッティング練習場(※1)	対象外	×	
	陸上競技場(※1)(※2)	対象外	×	
	野球場(※1)(※2)	対象外	×	
	テニスコート(※1)(※2)	対象外	×	
	弓道場(※1)	対象外	×	
	マージャン店	対象	○	
パチンコ屋	対象	○		
ゲームセンター	対象	○		
テーマパーク	対象	○		
遊園地	対象	○		
文教施設	幼稚園	対象	○	【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請
	小学校	対象	○	
	中学校	対象	○	
	義務教育学校	対象	○	
	高等学校	対象	○	
	高等専門学校	対象	○	
	中等教育学校	対象	○	
	特別支援学校	対象	○	

施設の使用制限対象施設一覧

2 基本的に休止を要請する施設

※特措法によらない協力依頼を行う施設も含まれる

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	滋賀 支援金対象	備考
大学・学習塾等 (※)	大学	対象	○	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請）  【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 (滋賀支援金対象) ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合 にあっては、適切な感染防止対策の徹底 を依頼（滋賀支援金対象）  ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外
	専門学校	対象	○	
	高等専修学校	対象	○	
	専修学校・各種学校	対象	○	
	日本語学校・外国語学校	対象	○	
	インターナショナルスクール	対象	○	
	自動車教習所	対象	○	
	学習塾	対象	○	
	英会話教室	対象	○	
	音楽教室	対象	○	
	囲碁・将棋教室	対象	○	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	○	
	そろばん教室	対象	○	
バレエ教室	対象	○		
体操教室	対象	○		
博物館等	博物館	対象	○	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（＝休業要請） (滋賀支援金対象)  【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼（滋賀支援金対象）
	美術館	対象	○	
	図書館	対象	○	
	科学館	対象	○	
	記念館	対象	○	
	水族館	対象	○	
	動物園	対象	○	
	植物園	対象	○	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	○	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	○	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	○	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（滋賀支援金対象）  【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。た だし、100㎡以下の施設については、営 業を継続する場合にあっては、適切 な感染防止対策の徹底を依頼（滋賀支援金対 象）
	ペット美容室（トリミング）	対象	○	
	宝石類や金銀の販売店	対象	○	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象	○	
	古物商（質屋を除く）	対象	○	
	金券ショップ	対象	○	
	古本屋	対象	○	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	○	
	囲碁・将棋盤店	対象	○	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	○	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店、つり具店	対象	○	
	ゴルフショップ	対象	○	
	土産物店	対象	○	
	旅行代理店（店舗）	対象	○	
	アイドルグッズ専門店	対象	○	
	ネイルサロン	対象	○	
	まつ毛エクステンション	対象	○	
	スーパー銭湯	対象	○	
	サウナ	対象	○	
	エステサロン	対象	○	
	日焼けサロン	対象	○	
	脱毛サロン	対象	○	
	写真屋・フォトスタジオ	対象	○	
美術品販売	対象	○		
展望室	対象	○		